別記様式

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	平成31年度小禄道路(鏡水原遺跡)埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長　石浜　康賢 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号
契 約 締 結 日	令和元年5月21日
契約の相手方の氏名及び住所	沖縄県知事　玉城　康裕 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	6，382，800円(税込み)
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	6，382，800円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1．　業　　務　　名：平成３１年度小禄道路（鏡水原遺跡）埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務

2．　履　行　場　所：沖縄県中頭郡西原町（沖縄県立埋蔵文化財センター）

3．　契約の相手方：沖縄県知事　　玉城　康裕
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
電話番号：098-866-2333　沖縄県庁（代表）

4．　随意契約適用法令：会計法第２９条の３第４項及び予決令第１０２条の４第３号

5．　当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

（１）目的・内容：

本業務は、小禄道路事業の建設場所において、埋蔵文化財の発掘調査を沖縄県より実施、発掘調査後の報告書作成を行う業務である。

（２）理由

「直轄道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて（昭和４６年１１月１日建設省道一発第９３号道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知）」より、「発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。」とあることから沖縄県教育委員会と契約を結ぶ必要がある。

よって、会計法第２９条の３第４項及び予決令第１０２条の４第３号に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。